

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6月28日

【会社名】 株式会社夢真ホールディングス

【英訳名】 YUMESHIN HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾

【本店の所在の場所】 東京都文京区大塚三丁目11番 6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役 矢島英一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区大塚三丁目11番 6号

【電話番号】 03(5981)0670

【事務連絡者氏名】 取締役 矢島英一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第1回新株予約権)(第三者割当て)
その他の者に対する割当 3,935,250円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額
746,435,250円

(第2回新株予約権)(第三者割当て)
その他の者に対する割当 2,254,110円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額
740,004,110円

(第3回新株予約権)(第三者割当て)
その他の者に対する割当 1,179,440円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額
737,179,440円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権
の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資
される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又
は減少する可能性があります。また、新株予約権の権
利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取
得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権
の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資
される財産の価額の合計額を合算した金額は減少す
る可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第1回新株予約権証券(第三者割当て))

(1)【募集の条件】

発行数	2,970個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	3,935,250円
発行価格	新株予約権1個につき1,325円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年7月17日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成24年7月17日
割当日	平成24年7月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成24年6月28日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合は本新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,970,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
----------------------------------	--

	<p>2. 行使価額の修正基準 当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 当初、200円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,970,000株（発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は4.0%） 但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 594,000,000円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式（権利内容に何らの限定のない完全議決権株式であり、当社における標準となる株式である。なお当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,970,000株（本新株予約権1個当りの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初250円とする。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は修正日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が200円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p>
--	--

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>746,435,250円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日から平成26年7月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当り1,325円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当り1,325円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金の調達方法の選択理由

当社は、主に首都圏の総合建設業者（ゼネコン）及び電気工事、衛生設備工事などを行う建設設備業者（サブコン）に技術者を派遣する施工管理技術者派遣事業を営んでおります。建設業界は高度成長期に大量に施工管理技術者の採用を行ったことで、その後の採用を手控えておりました。また、平成17年に発覚した耐震偽装問題、さらに、平成20年のリーマンショックによる影響で、リストラを敢行した結果、既存技術者の「人数不足」、「若手不在」及び「高齢化」という構造的な不況にさらされております。そのため、派遣技術者の活用、業務のアウトソーシング化が進んでおります。このような若手不足の市場環境に対応するため、当社は、若手技術者に特化し、在籍している約1,000人の技術者の内、6割が20代という構成となっております。また、当社は、上記の構造的な人材不足に加え、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、今後、数年間建築関連の復興需要が見込まれると同時に、復旧・復興需要に従事する施工管理技術者の不足がより顕在化してくるものと見込んでおります。当社は、このような将来的ニーズに対応するため、震災発生から2ヶ月後の、平成23年5月に仙台営業所を開設し、技術者の採用に注力して参りました。その結果、平成24年度は、350人の新卒採用を行いました。さらに、平成25年度は、500人の新卒採用を計画しております。資金面では、新卒採用の施工管理技術者が一定規模の収益に貢献するには、一定期間を要することから、人件費、教育費の支出が先行し、相応の運転資金が必要となります。

このように、当社のビジネスは、派遣技術者の給与等一定規模の手元流動性が維持できる水準の運転資金が手当てされていれば事業継続に大きな影響を与えることがなく、長期借入及び多額の短期借入を要しないビジネスです。しかし、過去の企業買収資金の調達、買収会社への運転資金の融資等により平成24年5月末現在の借入金合計は3,575百万円（長期借入金2,407百万円、短期借入金1,168百万円）となっております。なお、過去における企業買収等の機会のたびに、借入金のみならず資本性のある資金調達手段として株式による公募増資も検討して参りました。しかし、当社の公募増資実施には、発行市場環境及び当社株価水準の改善が必要との証券会社からの見解を受け、それを踏まえて当社としても市場環境及び当社株価水準等を十分勘案した上で、公募増資の実施は現実的でない判断したため、過去の企業買収等では借入金による調達で対応しております。当社は上場以来、多くの企業買収及び資本提携を実施しており、直近では、2011年5月の株式会社フルキャストテクノロジーの83.56%の株式公開買付けに約17億円を要しております。今後ともこのような企業買収を含む事業機会への投資については人材派遣業を中心に可能な限り実施していく方針です。これに加え、当社は技術者を、2012年9月末までに昨年度末の893人から1,200人まで増やす計画であり、今後も需要に応じて機動的に人材採用を推進していく方針です。一方で、現在の借入金額では将来の追加的な借入余地が限定的であり、且つ、毎年平均6億円程度の借入金の返済がキャッシュフローから投資及び事業投資等に振り向ける資金を圧迫していることから、当社の方針である企業買収など新たな事業機会への投資等及び人材採用等の機動的なビジネス推進を結果的に制約している状態です。

当社は、従前から借入金の圧縮を一つの経営課題としており、資本性のある資金調達による借入金返済を目指し、2年ほど前から事業会社への株式の第三者割当増資を模索して参りました。その後、2011年末からは当社株価の堅調な推移を背景に、株式の第三者割当増資に加えて株式の公募増資についても検討を開始しました。しかし、株式の第三者割当増資については割当先となる適切な投資家が見つからず、株式の公募増資については、現在の株式市場環境及び当社株式の流動性等では当社が公募増資によって十分な資金調達を行えるか否かが不確実で

あるとの証券会社の見解も考慮した上で、当社としても現在の株式市場環境及び当社株式の流動性等から、十分な調達額を公募増資により調達することは現実的ではないと判断したため、昨年よりクレディ・スイス証券株式会社より提案を受けていた第三者割当てによる新株予約権を活用した資金調達についても検討を重ね、以下の理由から、最終的に本新株予約権による資金調達が現時点での最良の手段と判断し、その発行を決議しました。

異なる行使価額が設定された3つの新株予約権を発行することにより、株価の上昇に伴って当社が当初希望する価額での資金調達が可能となるとともに、行使価額修正をしない限り、株価が下落した場合に希望しない価額での資金調達が発生しないこと。

新株予約権1個当たりの行使により交付される株式数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に規定された調整がなされる場合を除き、1,000株に固定されているため、株価動向に関わらず本新株予約権の最大発行株式数が変わらないこと。

行使の際は、当社による行使許可が必要であることから、行使について一定程度のコントロールが可能であること。

株式の第三者割当て及び公募増資による資金調達を中心に、後述の「他の資金調達方法との比較」のとおり
に検討した結果、本スキームが現時点で必要資金調達の実現可能性が最も高いと当社が判断したこと。

(2) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

[長所]

希望する行使価額での資金調達

行使価額の修正前において、当初設定される行使価額は当社が希望する固定行使価額であり、当社の裁量による行使価額の修正を行わない限り、本新株予約権による資金調達では、当初設定される行使価額における資金調達のみとなります。

行使価額の修正による資金調達

当社の裁量による行使価額の修正を行うことで、本新株予約権の行使日の直前取引日の終値の90%に相当する額を行使価額に設定でき、希望する行使価額での資金調達が難しい場合に、行使価額の修正を行うことで、資金調達の可能性が高まります。また、株価が行使価額を上回って推移する場合にも、行使価額の修正を行うことで、同様に資金調達の可能性は高まり、且つ、当初設定していた行使価額を上回る資金調達となる可能性があります。

最大発行株式数の固定

新株予約権1個当たりの行使により交付される株式数は1,000株に固定されているため、株価動向に関わらず、本新株予約権の行使に伴う最大発行株式数は当初から変わることがありません(但し、これらの株式数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に規定される、株式価値の希薄化等に対応するための調整条項により調整されます。)。つまり、上記調整事由が発生せず、当社の発行済株式数に変化がない限りは、最大希薄化率についても変わることはありません。

当社による行使許可

本新株予約権の行使においては、当社による行使許可なくして行使ができない仕組みとなっており、資金需要や市場環境に鑑みて、行使のタイミングについて、当社による一定程度のコントロールが可能な仕組みとなっております。これにより、行使価額の修正後において、株価が上昇すると予見される場合に、株価が上昇するまで行使をコントロールすることが可能です。

[短所]

本新株予約権の行使率が上がらず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本スキームでは、割当予定先による本新株予約権の行使が行われない限り、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達は行われません。当初設定されている固定の行使価額に対して株価がそれを下回って推移する場合等では、上記[長所]に記載されている行使価額の修正を当社が行わない限り、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

株価低迷時の行使価額の修正により、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が低迷している状況において、行使価額を修正した場合、行使はされても行使価額が当初設定した固定行使価額を下回る可能性があり、これに伴い資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

株価が長期的に下限行使価額(200円)を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予

定先の売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達となされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達となされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

株式による資金調達

(a) 公募増資

現在の株式市場環境及び当社株式の流動性等から、十分な調達額を公募増資により調達することが現実的ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当方式での新株式の発行及び自己株式の処分では、割当先となる適切な投資家が見つかりませんでした。

転換社債型新株予約権付社債による資金調達

転換社債型新株予約権付社債による資金調達では、当初調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、当初借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。さらに、株価低迷等の理由で株式への転換がなされない場合は、償還まで資金調達余地の縮小が継続する可能性があります。

新株予約権による資金調達

(a) 行使価額が修正されない新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使がなされず資金調達が困難です。

(b) 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

上記 (b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

上記 から の資金調達方法を検討し、中でも、借入金返済が資金使途であるため株式による調達が望ましいことから、株式の第三者割当増資及び公募増資を具体的に検討しておりましたが、株式の第三者割当増資については割当先となる適切な投資家が見つからず、株式の公募増資では現在の株式市場環境及び当社株式の流動性等から、十分な調達額を公募増資により調達することが現実的ではないと判断し、現時点で必要資金調達の実現可能性が最も高いと当社が判断した本スキームを採用いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を平成24年7月18日から平成26年7月17日とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権に係る以下の内容を含んだ第三者割当て契約を締結する予定です。

[第三者割当て契約の内容]

本新株予約権の構成、当初行使価額、行使可能期間等

本新株予約権は、第1回から第3回までの全3回号で構成されており、それぞれの当初行使価額は250円、325円、400円となります。

新株予約権1個当たりの行使により交付される株式は1,000株に固定されており、本新株予約権による潜在株式数は7,080,000株(発行決議日現在の発行済株式総数の9.5%)となります(但し、これらの株式数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項記載の調整により調整されます。)。なお、行使に伴

い交付される株式は、自己株式を充てる予定です。

本新株予約権の行使請求期間は平成24年7月18日から平成26年7月17日です。

行使価額の修正

当社は、割当日の翌日より、当社取締役会の決議により、第1回新株予約権から第3回新株予約権の行使価額について、回号毎にそれぞれ個別に修正することができます。また、各回号の新株予約権の修正を同時にすることも可能です。

上記修正に関する通知の翌営業日より、行使価額が修正された回号の新株予約権の行使価額は、行使日の直前取引日の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。

但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額である200円を下回ることになる場合は、行使価額は下限行使価額となります。

上述のとおり、新株予約権1個当たりの行使により交付される株式は1,000株に固定されているため、行使価額の修正後は株価の変動に伴って行使価額は変動するものの、新株予約権1個に対する交付株数、及び本新株予約権による潜在株式数はともに変動しない仕組みとなっております（但し、これらの株式数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項記載の調整により調整されます。）。

行使許可

クレディ・スイスは本新株予約権を行使するにあたり、当社による行使許可を取得した上で、一定の行使許可期間内に本新株予約権を行使することになります。これによって、短期間に資金調達が集まることを防ぎ、資金調達時期の分散化を図ることが可能となります。当社は、当社の資金需要、市場環境等を考慮しながら行使許可をその都度判断するものとします。

行使許可の申請において、クレディ・スイスは2,970個を超えない範囲で行使許可の対象となる本新株予約権の個数、及び行使許可期間の初日及び末日（20取引日の期間）を記載した行使許可申請書を行使許可期間の初日の1取引日前までに当社に提出し、当社は行使許可期間の初日までに行使の可否を通知します。

クレディ・スイスは、時期が重複しない限り、何度でも行使許可の申請を行うことができ、且つ、前述の手続きによって取得した行使許可を放棄することも可能です。

本新株予約権の取得

クレディ・スイスは、平成26年5月19日以降、当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部の取得を当社に請求することができます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。なお、当社が、当社取締役会の決議により、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める修正を行い、その旨を本新株予約権者に通知した場合には、行使価額は、当該通知が行われた日の翌営業日以降、本号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適

用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券】(第2回新株予約権証券(第三者割当て))

(1)【募集の条件】

発行数	2,270個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	2,254,110円
発行価格	新株予約権1個につき993円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年7月17日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成24年7月17日
割当日	平成24年7月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成24年6月28日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合は本新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,270,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p>
----------------------------------	---

	<p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 当初、200円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,270,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は3.0%) 但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 454,000,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何らの限定のない完全議決権株式であり、当社における標準となる株式である。なお当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,270,000株(本新株予約権1個当りの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初325円とする。</p>

2. 行使価額の修正

当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は修正日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が200円（以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	740,004,110円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日から平成26年7月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり993円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり993円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券(第三者割当て)) (2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券(第三者割当て)) (2) 新株予約権の内容等」に対する(注)3.を参照
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。なお、当社が、当社取締役会の決議により、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める修正を行い、その旨を本新株予約権者に通知した場合には、行使価額は、当該通知が行われた日の翌営業日以降、本号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正されません。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券】(第3回新株予約権証券(第三者割当て))

(1)【募集の条件】

発行数	1,840個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	1,179,440円
発行価格	新株予約権1個につき641円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年7月17日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢真ホールディングス 管理本部 東京都文京区大塚三丁目11番6号
払込期日	平成24年7月17日
割当日	平成24年7月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 池袋支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成24年6月28日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合は本新株予約権に係る割当ては行われないこととなります。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,840,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p>
----------------------------------	--

	<p>3. 行使価額の修正頻度 当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 当初、200円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,840,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は2.5%) 但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 368,000,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合に、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何らの限定のない完全議決権株式であり、当社における標準となる株式である。なお当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,840,000株(本新株予約権1個当りの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初400円とする。</p>

2. 行使価額の修正

当社は、平成24年7月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は修正日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が200円（以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	737,179,440円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日から平成26年7月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 池袋支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成26年5月19日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり641円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり641円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券(第三者割当て)) (2) 新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当なし

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券(第三者割当て)) (2) 新株予約権の内容等」に対する(注)3.を参照
 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
 7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。なお、当社が、当社取締役会の決議により、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める修正を行い、その旨を本新株予約権者に通知した場合には、行使価額は、当該通知が行われた日の翌営業日以降、本号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。
 8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
 9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,223,618,800	10,000,000	2,213,618,800

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権に係る払込金額の総額の合計額(7,368,800円)に、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権がいずれも当初の行使価額で全て行使されたと仮定した場合の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額(2,216,250,000円)を合算した金額であります。

なお、各新株予約権に係る払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の内訳は、以下の表に記載のとおりであります。

	払込金額の総額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額
第1回新株予約権	3,935,250円	742,500,000円
第2回新株予約権	2,254,110円	737,750,000円
第3回新株予約権	1,179,440円	736,000,000円
合計	7,368,800円	2,216,250,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれていません。
- 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
- 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり2,213,618,800円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

調達資金は、下記のとおり借入金の返済に充当することを予定しております。その具体的金額及び使途については以下のとおりであります。これらは、本新株予約権の行使により現実に払込みのなされた時点の当社の財務状況により変更される場合があります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
短期借入金返済原資	900百万円	平成24年9月
長期借入金返済原資	1,313百万円	平成24年9月～平成26年9月

(注) 本新株予約権が全て当初の行使価額により行使されたと仮定した場合の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は約22億円ですが、このうち約9億円を短期借入金の返済に、約13億円を長期借入金の返済に充当する予定です。以下それぞれにつき詳述します。

前述のとおり、当社の主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣業は、基本的には長期借入及び多額の短期借入を要しないビジネスです。しかし、平成24年5月末現在の借入金合計は3,575百万円(長期借入金2,407百万円、短期借入金1,168百万円)となっております。

当社は、従前から借入金の圧縮を一つの経営課題としており、資本性のある資金調達により、その返済の時期と方法を模索して参りました。従いまして、当該資金の調達が一時期に実施された場合には、借入金の繰上返済資金に充当することを予定しております。また、本スキームの特性上、一時期にまとまった資金が調達されない場合は、月々の約定返済に充当することがあります。繰上返済実施による効果は、金融機関からの資金調達余力の向上により、新たな事業機会への機動的な対応に寄与するものと考えております。

なお、具体的な使途は以下のとおりです。

提出日現在、金融機関4行と期限が平成24年9月29日、極度額が900百万円であるコミットメントライン契約を締結しており、極度額全額を利用しております。当該資金調達額のうち、900百万円は、当該コミットメントライン契約により借入を行っている資金の返済に充当することを予定しております。上記の借入金の返済により、支払利息等の軽減を図り、手元資金の調達余力に寄与することになります。

当社は、平成23年5月に「高付加価値の技術者派遣」をさらに追求・拡大し、当社グループの主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ新たな事業分野(製造業R & D分野への人材派遣)として(株)夢テクノロジー(旧フルキャストテクノロジー)を公開買付けにより連結子会社化しました。平成23年9月20日に、金融機関4行と当該株式の取得資金(運転資金の借り換え)として1,000百万円を調達しております。長期借入金の主なものは上記のとおりであり、その他の長期借入金(借入が生じた背景は、前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券(第三者割当て))」(2)新株予約権の内容等)に対する(注)1.(1)「資金の調達方法の選択理由」を参照)と合わせ、手取り資金はその返済に充当することを予定しております。

なお、当該公開買付け資金は、平成23年4月25日提出の公開買付け届出書には、自己資金により決済することとしておりましたが、当該決済に自己資金の大半を充当すると、決済後の運転資金が不足することが平成23年5月中旬にほぼ確実となったことから、当該公開買付け資金決済の前に所要の資金を短期の借入により調達し、この資金の一部を公開買付け資金の決済に充当いたしました。本来であれば、運転資金を調達し、決済資金に充当することが明らかとなった平成23年5月26日に公開買付け届出書の訂正届出書を提出すべきところを怠り、その旨を、平成24年6月20日に提出しておりますので、運転資金の借入先等の詳細は、当該公開買付け届出書の訂正届出書を参照願います。

本スキームによって、資金の調達額が会社の思惑と大きくかい離することがあった場合は、現在の事業環境(事業規模拡大による運転資金需要)から、一時的に手元流動性が悪化することが想定されます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要		
名称	クレディ・スイス証券株式会社	
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼CEO オリビエ・ティリエ	
資本金	781億円	
事業の内容	金融商品取引業等	
主たる出資者及びその出資比率	クレディ・スイス KK ホールディング(ネダーランド) B.V. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。	
資金関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資金関係はありません。	
技術関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき技術関係はありません。	
取引等関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引等関係はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、従前から借入金の圧縮を一つの経営課題としており、2年ほど前から、事業会社への第三者割当増資も含め資本性のある資金調達により、その返済の時期と方法を模索して参りました。その後、当社株価の堅調な推移を背景に、第三者割当増資に加えて株式の公募増資についても検討を開始しました。その流れの中で株式による資金調達手段について、2011年11月にクレディ・スイス証券株式会社に相談いたしましたところ、株式の公募増資により十分な額の資金調達を実施することは市場環境及び当社株式の流動性を考慮すると現実的ではなく、第三者割当先を見つけることも困難であるため、代替案として第三者割当てによる新株予約権を活用した資金調達手段についての説明を受けました。当社は、この時点で優先的に検討していた株式の第三者割当増資では適切な割当先が見つからず、同様に株式の公募増資についても、株式市場環境及び当社株式の流動性等から十分な調達額を調達することが現実的ではないと判断していたため、クレディ・スイス証券株式会社による第三者割当てによる新株予約権を活用した資金調達手段についても次善策として検討することにしました。2012年2月にクレディ・スイス証券株式会社から自己株式を活用した第三者割当てによる新株予約権(行使価額修正選択)発行の具体的な提案を受け、当社からはより具体的なニーズ等を伝え、続けて3月に再びクレディ・スイス証券株式会社から当社のニーズを踏まえた具体的な提案を受けました。この時点でも、かねてから優先的に検討していた株式の第三者割当増資では割当先が見つからず、同様に株式の公募増資についても上記の理由から十分な調達額を調達することは現実的ではないと判断したため、第三者割当てによる新株予約権発行を中心に検討することとしました。さらに、クレディ・スイス証券株式会社からの具体的な提案内容において、当社の実績及び将来性を高く評価した発行条件、当社の裁量が多く反映されるスキーム(当社による行使承認及び当社による固定行使価額の修正)が他社の提案内容よりも優れていると判断し、加えてクレディ・スイス証券株式会社の株式市場における取引高等の実績も考慮した結果、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

クレディ・スイス証券株式会社：新株予約権の目的である株式の総数7,080,000株(第1回新株予約権2,970,000株、第2回新株予約権2,270,000株、第3回新株予約権1,840,000株)

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権を保有する予定です。

また、当社と割当予定先は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2(1)乃至(6)並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原

則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を当社と割当予定先の間で締結する予定の第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)において定めます。なお、割当予定先からは、本新株予約権の行使による取得される株式の保有について、長期の保有を予定していないことを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。その報告によると、割当予定先は、Credit Suisse Group AG(クレディ・スイス・グループ)に属しており、外部格付け機関による格付け(平成24年6月22日現在のスタンダード&プアーズによる長期優先債務格付けはA+)からもわかるとおり、当該グループは高い信用に基づいた資金調達力を保有しています。割当予定先は、当該グループ内での機動的な資金調達が可能であり、本新株予約権の払込み資金についてもグループ内資金を割当予定先が機動的に活用する予定であるとの説明を受けております。なお、当該グループの平成23年12月31日時点の連結財務諸表から、当該グループの現預金額は112,845百万スイスフラン、純資産額は33,674百万スイスフラン(それぞれ、約9兆4,824億円、約2兆8,296億円、換算レート1スイスフラン84円03銭(平成24年6月22日の仲値))と確認しております。

さらに、割当予定先の開示されている財務諸表の中で直近のものでは、現預金は92億円あることも併せて確認しており、かかる財務諸表については(単体、平成23年3月31日現在)会社法第436条第2項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受け、適正意見の監査報告書を受領している旨も確認しております。これらに加え、割当予定先からはグループ内での当該資金の借入が適時可能であるとの内容をクレディ・スイス証券株式会社の担当者からのヒアリングにて確認しており、同様に、平成24年4月30日時点の財務諸表についても確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社は、Credit Suisse Group AG(クレディ・スイス・グループ)に属しており、クレディ・スイス・グループはその株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority(FINMA))の監督及び規制を受けております。

また、クレディ・スイス証券株式会社は、国内の協会(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)の監督及び規制を受けております。

当社は、金融庁ホームページ、クレディ・スイス・グループのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループがスイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority(FINMA))の監督及び規制を受けていることについて確認しており、FINMAの規制の中にはマネーロンダリングに対する規制も含まれます。またクレディ・スイス証券株式会社の担当者との面談によるヒアリングにおいて、クレディ・スイス・グループ及びクレディ・スイス証券株式会社ともマネーロンダリング防止体制(日本における反社会的勢力に係るコンプライアンス体制を含む)を確立していることを確認しており、さらに、平成24年5月に割当予定先について法人の名称及び役員の氏名について第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(本社:東京都杉並区、代表取締役渡部洋介)に同社が保有する公知情報データベースによるデータベーススクリーニングを依頼した結果、その時点において割当予定先である法人の名称・役員の氏名と同一名称・同姓同名の反社会的勢力の該当は認められない旨の回答を得たことから、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、且つ反社会的勢力とは関係がないものと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は振替新株予約権ですので、本新株予約権の内容として、本新株予約権に係る発行要項上、譲渡制限は設けることはできません。もっとも、別途割当予定先と契約を締結することにより割当予定先との関係において譲渡制限を設けることは可能であります。本新株予約権に係る本第三者割当て契約においては、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を規定する予定であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使請求期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割

当先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、並びに本スキームにおける行使許可条項、取得条項、及び行使価額修正条項・行使価額修正の決定方法に関する当社の行動等について一定の前提を置き、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した本新株予約権の評価価額レンジの上限値(本新株予約権の評価価額レンジの上限値(第1回:1,324円20銭、第2回:992円、第3回:640円10銭))を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を、第1回新株予約権については1,325円、第2回新株予約権については993円、第3回新株予約権については641円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成24年6月27日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第1回新株予約権については8.2%、第2回新株予約権については40.7%、第3回新株予約権については73.2%上回る額としました。行使価額は、行使期間内に行使されると当社が期待している金額を設定しており、当社が希望する価額での調達株価の成長段階に応じてできるように、各行使価額の差を均等に設定いたしました。なお、本新株予約権の当初行使価額はいずれも、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の届出書提出日に先立つ1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の平均である216円、235円及び214円を上回っております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が当該算定結果により示された上限値よりも高く決定されているため、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正且つ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見につきましては、監査役会において、関係資料の入手及び会社担当関係者等へのヒアリングを実施した結果、第三者算定機関によって算出された各回号の評価価額のレンジの上限値を上回る金額を、各回号の新株予約権の払込金額としていることから、本日開催の取締役会にて出席監査役2名全員(うち社外監査役1名)が本新株予約権の発行は有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は7,080,000株であり、平成24年6月28日現在の当社発行済株式総数74,573,440株の9.5%に相当します。

しかしながら、本新株予約権は当社の行使許可をもって原則として段階的に行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達により、前述のとおり短期借入金返済原資及び長期借入金返済原資に充当することで計画的且つ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当てに関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
佐藤 眞吾	東京都世田谷区	26,259	44.75%	26,259	39.94%
クレディ・スイス証券株 式会社	東京都港区六本木一丁目6番 1号 泉ガーデンタワー	0	0%	7,080	10.77%
投資事業有限責任組合 DRCI	東京都千代田区丸の内2丁目 2-1	5,653	9.63%	5,653	8.60%
有限会社佐藤総合企画	東京都千代田区内幸1丁目1- 7	5,287	9.01%	5,287	8.04%
佐藤 淑子	東京都世田谷区	3,328	5.67%	3,328	5.06%
深井 英樹	千葉県我孫子市	1,153	1.97%	1,153	1.75%
The Bank of New York, Non-Treaty JASDEC Account	Global Custody, 32nd Floor One Wall Street, New York, NY 10286 USA (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1)	886	1.51%	886	1.35%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12 番3号品川シーサイド楽天タ ワー	879	1.50%	879	1.34%
壬生 勇次	大阪府大阪市西成区	602	1.03%	602	0.92%
佐藤 幹雄	東京都江東区	520	0.89%	520	0.79%
計		44,567	75.96%	51,647	78.55%

(注) 1. 平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先は、本新株予約権行使後の当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に基づき、(1)割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、(2)当該行使に際しては当社が保有する自己株式を交付するものとし、且つ(3)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第33期、提出日平成23年12月15日)及び四半期報告書(第34期第2四半期、提出日平成24年5月15日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年6月28日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成24年6月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)提出日(平成23年12月15日)以降、本有価証券届出書提出日(平成24年6月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成23年12月16日提出)

1. 提出理由

当社は、平成23年12月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年12月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金1円 総額58,681,856円

ロ 効力発生日

平成23年12月16日

第2号議案 取締役3名選任の件

佐藤真吾、矢島英一、佐藤大央の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 役員賞与支給の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	44,077	18	0	(注)1	可決 99.97
第2号議案 取締役3名選任の件					
佐藤 真吾	44,080	15	0	(注)2	可決 99.97
矢島 英一	44,080	15	0		可決 99.97
佐藤 大央	44,067	28	0		可決 99.94
第3号議案 役員賞与支給の件	44,044	51	0	(注)1	可決 99.89

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第2四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月10日

株式会社夢真ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	高木 快雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士	大嶋 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社夢真ホールディングスの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社夢真ホールディングスが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月13日

株式会社夢真ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士 高 木 快 雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士 大 嶋 豊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月27日開催の取締役会決議に基づき、平成23年10月5日及び平成23年10月6日に借入を実行している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社夢真ホールディングスの平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社夢真ホールディングスが平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月10日

株式会社夢真ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士 高 木 快 雄
代表社員 業務執行社員	公認会計士 大 嶋 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングスの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月13日

株式会社夢真ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高 木 快 雄
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大 嶋 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングスの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月27日開催の取締役会決議に基づき、平成23年10月5日及び平成23年10月6日に借入を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月14日

株式会社夢真ホールディングス

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大嶋 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢真ホールディングスの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年10月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。